

平成29年労第143号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において、タクシー運転手として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、事業場駐車場に止めておいた自家用車がパンクさせられており、Dを通じて警察に連絡したが、同月〇日になって、同僚から「あんたの自作自演だな」などと言われ、以後、自家用車のことが心配になり、頭痛と胃痛に悩まされるようになったという。請求人は、同月〇日、Eクリニックに受診したが、症状が改善しなかったため、同年〇月〇日、F病院に受診し、「自律神経失調症」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、同年〇月〇日付けのG医師の意見書、同月〇日監督署受付のH医師の意見書及び請求人の申述等を踏まえ、請求人は、平成〇年〇月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断している。当審査会も、請求人の症状とその経過等に照らし、請求人は平成〇年〇月中旬頃に本件疾病を発病したと判断する。
- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。
 - ア 評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。
 - イ そこで、評価期間における特別な出来事以外の出来事についてみると、次のとおりである。
 - (ア) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、自家用車の

パンク被害及びIからの暴言を主張しているので、以下検討する。

(イ) 自家用車のパンクについて、請求人は、要旨「平成〇年〇月〇日、タイヤが2つパンクしていた。以前にも何回も同様の事件があり、この事件は、私が組合活動をしていることについての会社の上司ないし同僚からの嫌がらせだと思う。」旨述べている。平成〇年〇月〇日のパンクについては、警察の捜査が行われたが、その原因は不明であるとされており、請求人が主張するように、会社関係者の関与によるものと認めることはできない。当審査会としては、請求人が犯罪被害に遭ったことは事実であるとも、加害者が会社関係者であるとの確証がない以上、業務上の心理的負荷をもたらす出来事であるとは判断できない。

(ウ) Iから受けた暴言について、請求人は、要旨「平成〇年〇月〇日、私が客待ちをしていたところ、Iが私のタクシーに乗り込んできて、要旨『タイヤのパンクはあなたの自作自演だ、ここで宣戦布告しておく。組合は潰してやる。』」などと言われた旨述べ、また、同出来事から遡る同年〇月〇日には、Iに呼び出されて組合活動を辞めるように説得され、その際、「消火器で人を殴ったこともある。」などと脅迫めいたことを言われたと述べている。

この点、Iは、同年〇月〇日のやり取りについて、「『それは宣戦布告だな。』と言ったのは、パンクの件を会社の間がやったと請求人が決めつけたからである。」と述べるとともに、「乗り込んだ時も、請求人が客待ちの際、後部ドアから覗き込んで、請求人に『いいか』と言ったところ、請求人が『はい』か『どうぞ』と言ったので乗り込んだ。」ものであると述べている。

Iの発言の内容及びその経緯は不明であるも、請求人が客待ちをしている際に生じたいさかいであり、同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当たるとみて検討すると、Iと請求人がタクシーの車内で話をしたのは短時間であり、Iは請求人の要請に応じて降車しており、さらに、一件記録を精査するも、両日の出来事以外に同人と請求人がトラブルとなった事実は見当たらず、また、周囲から認識されるような対立があったとはいえないことから、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(エ) 以上を総合すると、本件疾病に関して請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は「弱」の出来事が1つであり、また、請求人に恒常的長時間労働も認められないことから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人は、配車差別があった旨主張しているが、請求人に対して配車差別がなされていたとの事実は、一件記録からは確認できないものであり、同主張は採用できない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。